

中小企業は2021年4月より適用

雇用形態に関わらない公正な待遇の確保

緊急開催！「同一労働同一賃金 対策セミナー」

金沢商工会議所、石川県社会保険労務士会共催

◇◇◇ 開催案内 ◇◇◇

パートタイム・有期雇用労働法が施行され、大企業では2020年4月から、中小企業では2021年4月から同一企業における正規雇用労働者と非正規雇用労働者（有期雇用労働者、パートタイム労働者、派遣労働者）の間の不合理な待遇差が禁止されます。

本セミナーでは、社会保険労務士の視点から中小企業の経営者、労務担当者に「同一労働同一賃金」への対策について説明いたします。是非ご受講下さい。

◇◇◇ 開催要領 ◇◇◇

- 講師 社会保険労務士 山下 大揮 氏
- 日時 令和3年2月8日(月) 14:00～15:30
- 会場 金沢商工会議所会館 2階 大会議室（金沢市尾山町9-13）
- 受講料 無料 ■定員 20名（先着順）
- 問合せ先 金沢商工会議所 企業支援グループ TEL：076-263-1157

FAX：076-263-1158

「同一労働同一賃金 対策セミナー」申込書 年 月 日

会社住所	〒	受講者氏名
会社名		
具体的な業種		
(窓口担当者) 氏名・部署		
連絡先	TEL - - FAX - -	

※ご記入情報は、当所からの連絡・情報提供に限り、利用することがあります。

※当日は、新型コロナウイルス感染防止対策として、消毒液の設置、講師・関係者のマスク着用、参加者間に一定のスペースを設けた座席の配置等を行います。参加される方は必ずマスクの着用をお願い致します。

※当会館地下駐車場を利用の場合は料金の負担をお願い致します。